

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要について

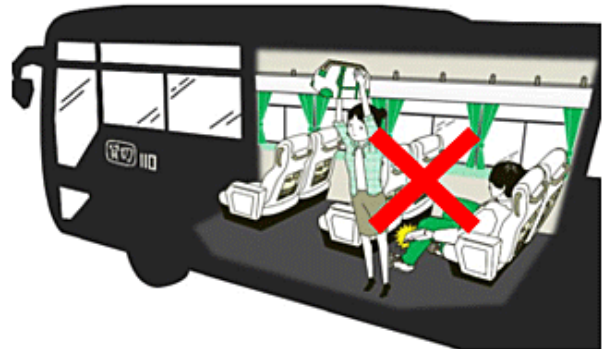
「神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」の概要について

神奈川県では、近年、スマートフォンや小型カメラの更なる高性能化・小型化に伴い、盗撮行為が悪質・巧妙化して場所を選ばずに行われるようになり、また、住居等の平穏を害するような新たな迷惑行為の形態が生じていることから、それらの行為に適切に対応するため、「神奈川県迷惑行為防止条例」の一部を改正しました。

令和2年7月、県議会第2回定例会本会議において、「神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」が可決・公布され、同年11月1日に同条例が施行されます。

改正内容

盗撮行為等の禁止場所を拡充



これまで禁止されていた盗撮行為等について、公共の場所・乗物だけでなく、

- 集会場、事務所、学校
- 貸切バス、タクシー

等にいる人に対して行う盗撮行為等を禁止します。

新旧対照表

--	--

改正後	改正前
(卑わい行為の禁止) 第3条 何人も、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。	(卑わい行為の禁止) 第3条 何人も、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から、又は直接に人の身体に触れること。	(1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から、又は直接に人の身体に触れること。
(2) 人の下着若しくは身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。）を見、又は人の下着等を見、若しくはその映像を記録する目的で写真機その他これに類する機器（以下「写真機等」という。）を設置し、若しくは人に向けること。	(2) 人の下着若しくは身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。）を見、又は人の下着等を見、若しくはその映像を記録する目的で写真機その他これに類する機器（以下「写真機等」という。）を設置し、若しくは人に向けること。
(3) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。	(3) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
2 何人も、集会場、事務所、学校その他の不特定若しくは多数の者が利用する場所（公共の場所を除く。）にいる人又は貸切バス、タクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物（公共の乗物を除く。）に乗っている人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、前項第2号に掲げる行為をしてはならない。	(新設)
3 何人も、人を著しく羞恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような方法で住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服等の全部若しくは一部を着けられないような場所にいる人の姿態を見、又は、正当な理由がないのに、衣服等の全部若しくは一部を着けられないで当該場所にいる人の姿態を見、若しくはその映像を記録する目的で、写真機等を設置し、若しくは人に向けてはならない。	2 何人も、人を著しく羞恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような方法で住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服等の全部若しくは一部を着けられないような場所にいる人の姿態を見、又は、正当な理由がないのに、衣服等の全部若しくは一部を着けられないで当該場所にいる人の姿態を見、若しくはその映像を記録する目的で、写真機等を設置し、若しくは人に向けてはならない。

[このページの先頭へ戻る](#)

つきまとい行為等の規制内容の変更



←禁止する行為に、「住居等の付近をみだりにうろつく行為」を加えます。

←「拒まれたにもかかわらず、電子メールの送信等をする行為」について、「相手方に不安を覚えさせるような方法」の条件を加えます。



新旧対照表

改正後	改正前
<p>(つきまとい等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第3項に規定するストーカー行為を除き、第1号から第4号まで及び第5号（同条第2項に規定する電子メールの送信等（以下「電子メールの送信等」という。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。</p>	<p>(つきまとい等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第2項に規定するストーカー行為を除き、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。</p>
<p>(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。</p>	<p>(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。</p>
<p>(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p>	<p>(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p>
<p>(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。</p>	<p>(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。</p>
<p>(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</p>	<p>(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</p>
<p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。</p>	<p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信であつて、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するためのものをいう。）の送信をすること。</p>
<p>(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような物又は当該感情を催させるようなものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録</p>	<p>(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような物又は当該感情を催させるようなものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録</p>

<p>であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8号において同じ。)その他の記録を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p>	<p>であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8号において同じ。)その他の記録を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p>
<p>(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p>	<p>(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p>
<p>(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物若しくはその性的羞恥心を害するものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p>	<p>(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物若しくはその性的羞恥心を害するものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p>

[このページの先頭へ戻る](#)

問合せ先



「神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」に関するお問合せは

神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話 045-211-1212 (代表)

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。)



[このページの先頭へ戻る](#)

神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課 TEL 045(211)1212 (代表)

Copyright(c) Kanagawa Prefectural Police Department, All rights reserved.